

信州型自然保育団体（森のようちえん）認定制度 素案

【全体構成】

- 1 制度の定義（基本理念、名称、用語、制度構築の背景）
- 2 制度の構成（認定手続）
- 3 認定の基準（審査項目）

1 制度の定義（基本理念、名称、用語、制度構築の背景）

- ①【理 念】 制度構築の基本理念（保育や幼児教育において制度が目指す本質）
- ②【名 称】 「信州の自然を活かした保育（幼児教育）認定制度」
- ③【目 的】 制度を策定する目的
（社会的背景、課題認識、保育や幼児教育における多様性の保障）
- ④【定 義】 自然保育、野外保育、里山保育、森のようちえん等、用語の定義
- ⑤【特 徴】 制度の独自性や期待される社会的効果
- ⑥【根 拠】 制度の社会的根拠（長野県が設置、既存制度との位置づけの明確化）

2 制度の構成（認定手続）

- ①【認定者】 認定者を定義（県が認定する）
- ②【審 査】 申請、審査、認定までの手続（申請から認定完了まで期間も明記）
- ③【認定届】 届出手続（届をもって正式に認定手続き完了）
- ④【交 付】 認定証の交付と公告について
- ⑤【周 知】 認定された団体を県としてどのように周知するか
- ⑥【評 価】 事業報告の提出について（年 1 回の活動報告の義務付け等）
- ⑦【変 更】 認定した内容の変更手続（必要書類と提出先を明記）
- ⑧【更 新】 認定資格を一定期間ごとに更新するための手続きについて
- ⑨【取 消】 認定条件を満たさなくなった場合の取消（取り下げ）手続について

3 認定の基準（審査項目）

信州の自然環境を活用する保育（幼児教育）の理念と活動内容を審査し、基準を満たした団体の活動内容の質が担保されていることを認定することにより、自然環境を活用する保育（幼児教育）の社会的認知と信頼性向上を目指す。

従来の保育園や幼稚園でも、認定を希望する団体があれば同一の基準で審査認定する。

【団体の理念や目標に関する基準】

- ① 「自然とのつながりをもった生活」を基軸とする保育（幼児教育）の理念を理解している。（「信州型自然保育（森のようちえん）基本理念」は別紙に定める）
- ② 自然環境を活用する様々な活動内容と教育効果が理念に明示されている。
- ③ 子どもの主体性、自尊心、成長の権利等への配慮が、理念に明示されている。
- ④ 利用者や地域住民の理解と協力が得られるよう努力することが理念に明示されている。
- ⑤ 国が定めた「保育指針」および「幼稚園教育要領」の目標達成を目指すことが理念に明示されている。（別紙資料参照）

【活動に関する基準】

- ① 自然環境を活用する活動に関する年間計画を作成している。
- ② 受入れ園児の年齢は6歳（就学前）までである。
- ③ 団体として受け入れ可能な園児の年齢と定員、活動拠点や活動範囲を明示している。
- ④ 活動の枠組み（開所時間、閉所時間、休日、毎月の開所日数等）を明示している。
- ⑤ 活動する一日の中で、自然環境を活用した活動を合計3時間以上行っている。
- ⑥ 同地域の保育施設、幼稚園、学校等との交流や、地域住民との交流が行われている。
- ⑦ 園児の保護者が活動に参加できる体制がとられている。
- ⑧ 園児の健康に配慮した内容の食事やおやつと十分な休息時間が確保されている。
- ⑨ 医療機関等と連携し、園児の健康や発育の状態の把握を継続的に行っている。

【職員に関する基準】

- ① 保育士又は幼稚園教諭の資格を持つ職員が全職員の半数以上所属している。
- ② 保育士又は幼稚園教諭の資格を持たない職員についても、保育や幼児教育に関する基本的な知識と1年以上の活動経験を有している。
- ③ 自然環境を活用する保育（幼児教育）、障がいを含む子どもの多様性、子どもの権利や人権保護全般、保護者支援等について、職員研修を定期的に行っている。
- ④ 職員と園児の人数比率について、以下の基準を満たしている。
 - 0歳から1歳児：職員1名につき園児1名
 - 2歳児：職員1名につき園児3名以内
 - 3歳から6歳児：職員1名につき園児10名以内
- ⑤ 園児1名の場合を除き、園児の年齢や人数によらず活動時の職員を複数配置している。
- ⑥ 職員の心身の健康状態を定期的に把握し、必要に応じた支援をしている。

【団体運営に関する基準】

- ① 団体設立から1年以上経過しており、認定審査の時点で園児在籍数が15名程度である。
- ② 運営および活動に関する以下の各項目について記された書類が作成保管されており、団体のホームページ等による情報公開と利用者への説明責任が果たされている。
 - (1) 法人格の有無、団体名称、所在地、連絡先、運営責任者氏名、設立年月
 - (2) 団体の理念、活動内容、運営体制（職員人数、職員の資格内容と有資格者数、園児の定員と在籍数ほか）
 - (3) 保育料（授業料）ならびに活動に関する諸費用の金額と内訳、徴収方法
 - (4) 入退園の手続き（利用者との契約書や個人情報保護同意書の交付他）、通園手段
 - (5) 年間の事業報告書、財務諸表、役員および職員名簿、団体規約（定款）
- ③ 運営のコンプライアンス（法令順守、社会的貢献）の向上に努力している。
 - (1) 運営全般のコンプライアンスについて団体としての指針を作成している。
 - (2) 運営および活動内容について正確な周知、広報宣伝が行われている。
 - (3) コンプライアンスについての研修を職員および利用者で実施している。
 - (4) 利用者の個人情報保護を図り、利用者同意書を取り交わしている。
 - (5) 団体として地域社会に貢献する活動を行っている。
- ④ 運営および活動内容について利用者や地域から評価される仕組みがある。
 - (1) 利用者に対し、アンケート又はヒアリングを定期的に行っている。
 - (2) 社会的認知向上のため、地元自治体や地域住民と積極的にコミュニケーションを図っている。
- ⑤ 以下の帳簿類が作成保管されている。
 - (1) 職員に関する書類（氏名、連絡先、資格証明書類（写）、採用年月日等）
 - (2) 在籍園児に関する書類（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録、保護者氏名と連絡先）
 - (3) 労働者名簿（労基法第107条）、賃金台帳（労基法第108条）、雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（労基法第109条）

【安全管理に関する基準】

- ① 安全管理マニュアルが作成され、日常的に閲覧できる。
- ② 安全管理マニュアルに従い、防犯防災や野外活動に伴う危険等についての職員研修を実施している。
- ③ 安全管理マニュアルに従い、園児の健康や安全に配慮した体制が整っている。
（登降園時の各園児の健康把握、備品等の衛生管理、感染症や食中毒等の予防、医薬品等の整備、防犯防火等）
- ④ 活動中の急激な天候変化や災害等の緊急時に園児の安全が確保できる設備が整備されている。
- ⑤ 園児の病気やケガの応急措置ができるよう、職員の救命講習等を実施している。
- ⑥ 医療機関、警察、消防署、児童相談所、保健所等外部機関との連携体制ができている。
- ⑦ 緊急時に備えた避難訓練を利用者と職員で実施している。
- ⑧ 運営や活動全般のリスクに備え、傷害保険と損害賠償責任保険等に加入している。

用語の定義

利用者：団体に所属する園児とその保護者

地 域：団体が活動拠点を置く地域社会

職 員：保育（幼児教育）に携わる常勤又は非常勤職員（無償ボランティアは除く）

信州型自然保育（森のようちえん）基本理念（素案案）

【自然と共生できる場をつくる】

人が自然の恵みにより生かされていることを理解すると共に、人が互いに認め合い、それぞれの個性を伸ばし、自尊心と自己肯定感を高めることのできる場を創ります。

【子どもの自然への感受性を育む】

子どもたちが自然の中でゆったりとした時間を過ごすことで、季節の変化や自然の心地良さに気付くと共に、自然にひそむ危険や脅威を感じ取る力を大切にします。

【他者との関係性を学ぶ】

自然の中での生活を通して、子どもたちが人と自然との関係を考え、自分自身を見つめ、やがて自分の生き方を考えていく過程を大切にします。

【多様な子ども一人ひとりを支援する】

従来の保育や幼児教育と同じ目標の達成を目指しつつも、ユニーク（唯一無二）な存在である子ども一人ひとりの成長発達に独創的にアプローチすることを通じて、子どもが自らの幸せな生活を主体的に求めていくことを支援します。

【信州の自然を愛する】

豊かな信州の多様な自然環境を愛し、深く理解し、日々の保育や幼児教育との接点を積極的に発見します。

【地域社会とつながる】

地域社会の歴史や文化を理解し、そこに暮らす人々の生活とつながった保育や幼児教育を目指します。

保育所保育指針より

1 保育の原理

(1) 保育の目標

子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である。

このため、保育は次の諸事項を目指して行う。

- ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

幼稚園教育要領より

2 幼稚園教育の目標

幼児期における教育は、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものであり、幼稚園は、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第78条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うようにすること。
- (5) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようようにすること。